

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小郡市長

公表日

平成29年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>国民年金法によって法定受託事務(市町村が処理する事務)と定められた事務について、国民年金法関連法令及び地方自治法に基づく処理基準(国民年金市町村事務処理基準)に従い、受付した被保険者情報等を日本年金機構へ進達する。 なお、本人確認の為、すべての項目において住民基本台帳を参照し、入力等を行う。</p> <p>特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none">国民年金第1号被保険者及び任意加入者(以下「被保険者」という)の資格取得関係届の受付・審査及び報告 (資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等)被保険者記録の訂正に関する報告第1号被保険者からの免除申請等に関する届出の受付・審査及び所得情報の報告 (全額免除、半額免除、4分の3免除、4分の1免除、学生納付特例、若年者納付猶予)国民年金の受給に係る裁定請求書等の受付・審査及び報告 (老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦・死亡一時金・未支給・老齢福祉年金・特別障害給付金)
③システムの名称	Acrocity国民年金、行政基本システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長	国保年金課長 橋本 昭泰
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

